

佐久をもっと好きになる

# 広報佐久

ご活用ください！

暮らしを支える

補助金等一覧

令和8年度 保存版



医療・健康

暮らし・環境

農業

福祉

事業者向け

その他

## 医療・健康

事業名	対象者	事業（補助）内容	担当課
佐久市がん患者アピアランスケア助成金	がんと診断され、がんの治療を受けた（受けている）市民または助成対象補整具に対し、医療保険による医療に関する給付等を受けていない市民	助成の対象となる補整具 ・頭髮補整具（ウィッグ、装着用ネット、毛付き帽子） ・乳房補整具（補整パッド、補整下着、専用入浴着、人工乳房） ・その他（エピテーゼ（補整用人工物）） 助成額：各補整具等ごと購入費用の2分の1（上限2万円）	健康づくり推進課 ☎62-3527
生まれてくる赤ちゃんのための風しん予防接種費用の一部助成	保健所等が実施する風しん抗体検査の結果、風しんの免疫が低いため予防接種が必要とされ、妊娠を希望する女性等	風しん予防接種費用に対する助成（助成額3000円）	健康づくり推進課 ☎62-3527
おたふくかぜ予防接種費用の一部助成	接種を希望する1歳以上2歳未満の小児	おたふくかぜ予防接種費用に対する助成（助成額3000円）	健康づくり推進課 ☎62-3527
造血細胞移植後のワクチン再接種費用の助成	予防接種を受ける日に20歳未満で、造血細胞移植により移植前に接種した定期の予防接種ワクチンの免疫が消失した可能性が高く、再接種が必要と医師が認める方	造血細胞移植後のワクチン再接種費用に対する助成 ・助成の対象となる予防接種 ①定期予防接種A類のワクチンで、再予防接種であること ②再接種が必要と医師が認める予防接種であること ③平成31年4月1日以降の再接種であること	健康づくり推進課 ☎62-3527
佐久市骨髄等ドナー支援事業助成金	①ドナー（骨髄等を提供した日・助成金申請時に、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した市民） ②勤務事業所（骨髄等の提供を完了した日にドナーを雇用していた事業所、1日に1事業所）	骨髄等ドナーの提供に対する助成 ①通院等に要した日数1日につき2万円（上限10日） ②通院等の日数のうち、勤務事業所の就業規則等に基づき、骨髄等の提供に係る休暇を付与した日数ドナー一人当たり1日につき1万円（上限10日）	健康づくり推進課 ☎62-3527
人間ドック等受診者補助金	国民健康保険および後期高齢者医療保険加入者	人間ドック等受診費用の一部に対する補助 日帰りドック：1万5000円 一泊二日ドック：2万5000円 脳ドック（国保の加入者のみ）：1万5000円 ※同年度内に佐久市が実施する個別健診・地域集団健診を既に受けている方は対象外です。 ※脳ドックは国民健康保険に加入されている40歳から74歳までの方が対象になり、特定健診を実費で受けていただくことが条件になります。	国保医療課 ☎62-3164（国保） ☎62-2915（後期高齢）

## 暮らし・環境

事業名	対象者	事業（補助）内容	担当課
佐久市太陽光発電設備・蓄電システムの設置に対する補助金	佐久市太陽光発電設備・蓄電システムを設置する市民等	・太陽光発電設備の設置に対する補助 新築：太陽光モジュールの最大出力1KW当たり1万円（上限10万円） 既築：太陽光モジュールの最大出力1KW当たり3万円（上限20万円） ・蓄電システムの設置に対する補助 太陽光発電設備と一緒に設置する方又は既に太陽光発電設備設置されている方が対象（上限10万円）	環境政策課 ☎62-2917
佐久市省エネ家電製品普及促進事業補助金	自らが居住している市内にある住宅に対象製品を設置する市民等	・LED照明の買換えに対する補助 市内に本店を有する事業所で購入：対象経費の2分の1以内（上限5000円） 上記以外の市内にある事業所で購入：対象経費の4分の1以内（上限2000円） ・電気冷蔵庫及びエアコンの買換えに対する補助 市内に本店を有する事業所で購入：対象経費の5分の1以内（上限3万円） 上記以外の市内にある事業所で購入：対象経費の10分の1以内（上限1万円）	環境政策課 ☎62-2917

事業名	対象者	事業（補助）内容	担当課
佐久市木質バイオマス熱利用設備導入事業補助金	自ら居住または居住を予定している市内にある住宅に対象設備を設置する市民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペレットストーブ本体の購入・設置に対する補助 対象経費の2分の1以内（上限15万円）</li> <li>木質バイオマスボイラー本体の購入・設置に対する補助:対象経費の3分の1以内（上限100万円）</li> <li>木質バイオマス燃料製造設備の購入・設置に対する補助:対象経費の3分の1以内（上限300万円）</li> </ul>	 環境政策課 ☎62-2917
佐久市電気自動車購入促進事業補助金	国の補助金を受け、市内に事業所・代理店を有する者から電気自動車を購入する市民等	電気自動車本体の購入費用に対する補助 国の補助金の2分の1以内（上限20万円）	 環境政策課 ☎62-2917
佐久市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>自ら所有し事業を行う市内の事業所、工場、店舗等に太陽光発電設備を設置する個人事業主又は法人その他の団体</li> <li>市内の事業所等に当該所有者とのPPA又はリース契約に基づき太陽光発電設備を設置する個人事業主又は法人その他の団体</li> </ul>	太陽光発電設備の設置に対する補助 1kW当たり5万円に、太陽光モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値を乗じて得た額(千円未満は切り捨て。上限なし。)	 環境政策課 ☎62-2917
佐久市猫繁殖制限手術費補助金	自らが飼育する飼い猫または飼い主のいない猫に市内の動物病院で不妊去勢手術を受けさせた市民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼い猫 去勢手術：上限3000円/匹 不妊手術：上限5000円/匹</li> <li>飼い主のいない猫 去勢手術：上限5000円/匹 不妊手術：上限8000円/匹</li> </ul> 不妊手術で妊娠しており別途処置費用がかかる場合：上限1万円/匹	 環境政策課 ☎62-2917
生ごみ処理機等購入費補助金	<ol style="list-style-type: none"> <li>市内に居住している方</li> <li>市税等を滞納していない方。</li> <li>生ごみ処理機を適正に維持管理できる方。</li> <li>処理後に残った生ごみを適正に処理できる方</li> </ol>	生ごみ処理機等の本体の購入価格（消費税込み）の2分の1以内（上限3万円）1世帯1台まで。生ごみ処理容器の本体購入価格（消費税込み）の2分の1以内（上限6000円）1世帯2台まで。	 生活環境課 ☎62-3094
空き家再生等推進事業補助金	空き家の所有者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>活用事業 地域のコミュニティの場として空き家を改修・整備し、地域住民参加型の施設とする場合に、補助対象経費の3分の2を補助（上限240万円）</li> <li>除却事業 空き家を除却した跡地を地域コミュニティの場として整備し、維持管理を行う場合に、補助対象経費の5分の4を補助（上限240万円）</li> </ul>	 建築住宅課 ☎62-3430
無接道敷地空家等除却事業補助金	道路に接していない敷地に建つ空き家の隣接地所有者	道路に接していない敷地とそこに建つ空き家を隣接者が取得・解体し、跡地を自己の敷地として一体的に利用する場合に、補助対象経費の4分の1を補助（上限50万円）	 建築住宅課 ☎62-3430
<b>NEW</b> 老朽危険空家等除却・空家等除却跡地利活用事業補助金	空き家の所有者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>除却事業 老朽危険空家等と判定された空家等を除却する場合に、補助対象経費の2分の1を補助（上限50万円）</li> <li>利活用事業 空家等を除却した跡地に、1年以内に住宅や店舗を建設する場合に、補助対象経費の10分の2を補助（上限50万円）</li> </ul>	 建築住宅課 ☎62-3430
佐久市木造住宅耐震診断事業	住宅の所有者および居住者、またはその2親等内の親族	昭和56年5月31日以前に工事着手された木造在来工法による一戸建て住宅の無料耐震診断	 建築住宅課 ☎62-6637
<b>NEW</b> 佐久市木造住宅耐震改修事業補助金	住宅の所有者またはその2親等内の親族	耐震性がないと判断された木造住宅の耐震補強工事等の費用補助（上限145万円+県上乗せ50万円）及び除却の費用補助（上限97万8000円）	 建築住宅課 ☎62-6637

事業名	対象者	事業（補助）内容	担当課
ブロック塀等撤去事業補助金	ブロック塀等の所有者	安全性の確認できないブロック塀等の撤去または低く改修する工事の費用補助（上限10万円）	建築住宅課 ☎62-6637
アスベスト飛散防止対策事業補助金	建築物の所有者、管理者または占有者	吹付けアスベスト等の分析調査（上限25万円）および、多数の者が利用する建築物の共用部分における除去費用（上限800万円）の補助	建築住宅課 ☎62-6637
災害危険住宅移転事業補助金	住宅の居住者	土砂災害特別警戒区域等の危険住宅の除却費（上限97万5000円）および代替住宅の建設・購入・土地取得に係る借入金金利に相当する額（上限421万円）の補助	建築住宅課 ☎62-6637

## 福祉

事業名	対象者	事業（補助）内容	担当課
<b>NEW</b> 佐久市非課税世帯エアコン設置促進事業補助金	<ol style="list-style-type: none"> <li>交付申請時において、市内に住所を有していること。</li> <li>エアコンを設置する住宅に、現に居住していること。</li> <li>交付申請時において生活保護世帯又は住民税非課税世帯であること。</li> <li>市税等を滞納していないこと。</li> <li>同一世帯に属するいずれの者も、過去にこの要領に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。</li> </ol>	生活保護世帯及び住民税非課税世帯の命と健康を守る生活環境を整備するため、補助対象経費に対し、予算の範囲内で以下のとおり補助金を交付する。 生活保護世帯 補助率10分の10 補助限度額7万3000円 住民税非課税世帯 補助率3分の2 補助限度額4万8000円	福祉課 ☎62-2919
住居確保給付金	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方または喪失するおそれのある方	お住まいの家賃相当額（上限額あり）の支給および就労支援等	福祉課 ☎62-2914
身体障害者自動車運転免許取得費補助金	身体障害者手帳1級から4級までに該当する方（所得制限あり）	身体障害者が第1種普通自動車運転免許を取得するための経費に対する補助（対象経費の3分の2以内、上限10万円）	福祉課 ☎62-3147
身体障害者自動車改造費補助金	身体障害者手帳所持者のうち、上肢、下肢または体幹の機能障害のある方（所得制限あり）	身体障害者が所有し運転する自動車の操作装置、駆動装置等を改造する経費に対する補助（上限10万円）	福祉課 ☎62-3147
障害者にやさしい住宅改良促進事業補助金	65歳未満の身体障害者手帳所持者（所得制限等あり）	身体障害者が常時使用する居室、浴室、トイレ、洗面所等を改良する経費に対する補助（上限70万円）	福祉課 ☎62-3147
通所通園費等推進事業補助金	県内の心身障害児等施設等に入所または通所している障がい児等の介護者	県内の心身障害児等施設に入所している障がい児等の帰省や面会、重症心身障害児等施設への通園に際して有料道路を利用した場合の通行料金に対する補助 ・有料道路利用 対象経費の2分の1以内（上限4万円/年） ・通園 1か月2000円を超える交通費の2分の1以内	福祉課 ☎62-3147
軽度・中等度難聴児補聴器購入補助金	身体障害者手帳の交付対象外で、指定専門医により補聴器の装用が必要であると診断を受けている18歳未満の児童	補聴器の購入または修理に係る費用に対する補助 補聴器等の種類により規定される基準額の3分の2	福祉課 ☎62-3147
障害児通園施設利用療育支援事業補助金	障害児通園施設に通園する障がい児の他に、兄または姉がいる世帯の保護者	障害児通園施設の利用者負担の軽減2人目：50%軽減 3人目以降：100%軽減	福祉課 ☎62-3147
日常生活用具給付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳所持者</li> <li>療育手帳所持者</li> <li>難病患者</li> </ul>	日常生活がより円滑に行われるための日常生活用具などの購入費を補助 原則1割自己負担（所得によって自己負担上限額有り）	福祉課 ☎62-3147
補装具給付費事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳所持者</li> <li>難病患者</li> </ul>	身体上の障がいを補い日常生活を容易にするために必要な補装具（補装具、短下肢装具等）の購入費を補助 原則1割自己負担（所得によって自己負担上限額有り）	福祉課 ☎62-3147

事業名	対象者	事業（補助）内容	担当課
重度障害者介護用品給付事業	65歳未満の障がい者を介護する住民税非課税世帯に属する介護者	在宅の寝たきりの障がい者を介護している方の負担軽減を図るため、紙おむつなどの介護用品の購入費を補助	福祉課 ☎62-3147
障害者（児）通所費助成事業	障害福祉サービス事業所等に通所する障がい者（児）	障害福祉サービス事業所等に通所する障がい者（児）が、事業所の送迎サービスを利用せずに公共交通機関や自家用車等により通所する場合に、通所に係る経費の一部を助成	福祉課 ☎62-3147
認知症カフェ（オレンジカフェ）設立事業補助金	市内に住所があり、認知症カフェを設立しようとする者	認知症カフェの設立に必要な経費に対する補助（上限20万円）	高齢者福祉課 ☎62-3157
訪問型サービスD事業運営費補助金	要支援者に対し日常生活のための移動支援や移送前後の付添い支援を行う団体等	サービス利用調整に係る人件費、消耗品費、使用料・賃借料、通信運搬費、保険料等への補助（年間合計上限24万円）	高齢者福祉課 ☎62-3157
通所型サービスB事業立上げ・運営費補助金	居場所、通いの場等の運営により、居宅で要支援者等が自立した日常生活を送ることを現に支援または支援する予定の団体等	・事業の立ち上げに必要な備品の購入費への補助（年間上限10万円） ・運営費への補助（支援者数等により金額が異なる）	高齢者福祉課 ☎62-3157
高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金	65歳以上の高齢者であって、要介護認定で要支援又は要介護の認定を受けた方、若しくは身体障害者手帳1級から3級までを所持する方で、前年の所得税額の合計額が8万円以下の世帯に属する方	「要支援」又は「要介護」認定を受けた方や身体障害のある方が常時使用する居室・浴室・台所・トイレ・洗面所等を改良する経費に対する補助（上限70万円） ・自己負担額：補助対象額の1割	高齢者福祉課 ☎62-3154
佐久市高齢者見守り支援サービス（GPS 端末補助）事業補助金	市内に住所を有する、認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者の親族等で、位置情報探査システム（GPS）を在宅で生活する上記高齢者のために利用している方（市税等を滞納していないことも要件）	位置情報探査システム（GPS）の関係費用の一部に対する補助 ・初期費用 初期費用の2分の1以内（上限2万5000円） ・月額基本料金 月額基本料金の2分の1以内（上限月額基本料金2000円、上限月数12か月）	高齢者福祉課 ☎62-3154

## 農業

事業名	対象者	事業（補助）内容	担当課
佐久市新規就農者定着支援事業補助金	・就農時の年齢が60歳未満で、就農後3年を経過しない者 ・独立・自営就農であること （他にも要件あり）	新規就農者および農業後継者の農業経営に要する経費に対する補助 ・新規就農者 3年間で合計100万円を分割交付。（原則として、1年目に60万円、2年目に20万円、3年目に20万円） ・農業後継者 3年間で合計50万円を分割交付。（原則として、1年目に30万円、2年目に10万円、3年目に10万円）	農政課 ☎62-3203
農作物等有害鳥獣被害対策防止事業	市内の農地等を所有または借り受け、市内において延長50m以上の防護柵等を設置しようとする者	農業者及び農業者団体等が農作物等を有害鳥獣の被害から守るために設置する電気柵、防護柵等の原材料費の購入に要する経費に対する補助 対象経費の10分の3以内（上限15万円）	農政課 ☎62-3203
耕作放棄地再生事業	耕作放棄地を借り受ける、または所有権を得てから1年以内の者で、再生作業を行おうとする者	耕作放棄地を再生した面積に対する補助 ・再生 3万5000円/10a ・営農再開 2万5000円/10a ・市民農園等開設 整備事業費の2分の1以内（上限2万5000円/10a） ・農地景観 景観作物の種子購入費の2分の1以内（上限5000円/10a）	農政課 ☎62-3203
水田フナ養殖技術継承支援事業補助金	水田で小鰯の養殖と出荷を行う生産者	小鰯の養殖技術の継承と生産量拡大を目的に、出荷を行う生産者に対して補助。 ①水田フナ養殖支援事業 ・水稲割合に応じて1万2500円～5万0000円/10a ②収量アップ技術実証支援事業 水深を深くする工事または酸素供給設備の導入費用の2分の1以内（上限5万0000円）	農政課 ☎62-3203
佐久市農業者収入保険加入促進事業補助金	市内に住所があり、収入保険に加入した農業者	収入保険の加入者が負担する掛捨て保険料に対して一部補助。	農政課 ☎62-3203
佐久市故郷ふれあい交流事業補助金	市内に住所があり、本事業を3年以上継続して実施する見込みのある者	都市部住民向けの農業体験イベント等を実施する費用に対し上限20万円を補助。（申請期限：7月末）	農政課 ☎62-3203

事業名	対象者	事業（補助）内容	担当課
佐久市「暮らしとしての農業」農家創出事業補助金	市内に住所があり、本事業を3年以上継続して実施する見込みのある者	市民が農業に触れることのできる体験イベント等を実施する費用に対し、上限20万円を補助。（申請期限：7月末）	農政課 ☎62-3203
特産物産地育成事業補助金	市内に住所がある農業者等	りんご、もも、プルーン、日本すもも、ワイン用ぶどう、生食用ブドウで、市が指定した品種の苗木を10本以上（りんごは50本以上）導入する際の苗木購入代金の3分の1以内を補助。（申請期限：12月28日）	農政課 ☎62-3203

## 事業者向け

事業名	対象者	事業（補助）内容	担当課
佐久市産業立地応援プラン	業種等要件を満たす商工業者(市内外は問わない)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に工場等を新設・増設等する際にかかる用地取得に対する補助</li> <li>・市内に工場等を新設・増設等する際にかかる設備投資に対する補助</li> <li>・市内空き工場等を賃借して新設・増設等する際にかかる賃借料に対する補助</li> </ul> ※各補助を受けるためにはそれぞれで要件を満たす必要があります。 補助金活用をご検討される場合、まずは担当課へご連絡ください。	商工振興課 ☎62-3265
佐久市中小企業退職金共済掛金補助金	市内に事業所を有する事業者	中退共や特退共等の制度に新規に加入した従業員に係る掛金の一部を補助。 新規加入者の1月～12月までの合計掛金の20%（上限1人当たり7200円）を補助。	商工振興課 ☎62-3265
佐久市空き店舗対策事業補助金	市内の空き店舗を活用して新たに開店する方	佐久市空き店舗情報に登録がある店舗を賃借し、新たに開店する経費に対する補助。 空き店舗改修に要する対象経費の3分の1以内（上限70万円）空き店舗家賃に要する対象経費の30%以内（上限月3万円）	商工振興課 ☎62-3265
佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金	中小企業者であって、市内に本店もしくは主たる事業所を有する法人または市内に住所を有する個人事業主	自己の事業を営む事務所等で使用している設備を更新し、エネルギーコストの削減、収益構造の改善等を目的とした省エネ効果の高い機器及び設備の更新経費に対する補助。 対象設備 ・付帯設備：LED照明、空調設備、ボイラー・給湯設備、業務用冷凍冷蔵設備、産業用動力、変圧器等 ・生産設備：工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン等 助成金額 助成対象経費の3分の1以内 ・付帯設備：上限25万円 ・生産設備：上限300万円	商工振興課 ☎62-3265

## その他

事業名	対象者	事業（補助）内容	担当課
佐久市勤労者生活資金等融資制度	佐久市勤労者互助会等の会員および長野県労働金庫会員の労働組合等にご加入の方（他にも要件有り）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資対象資金：自動車資金、教育資金、住宅資金、その他生活資金</li> <li>・融資金額：最高300万円</li> <li>・返済期間：最長10年</li> <li>・融資利率：長野県労働金庫で扱う融資商品の適用金利より0.15%引き下げた利率</li> </ul>	商工振興課 ☎62-3265